

河村市長 南京発言を検証する

日時：3月31日（土）

12時～4時半まで

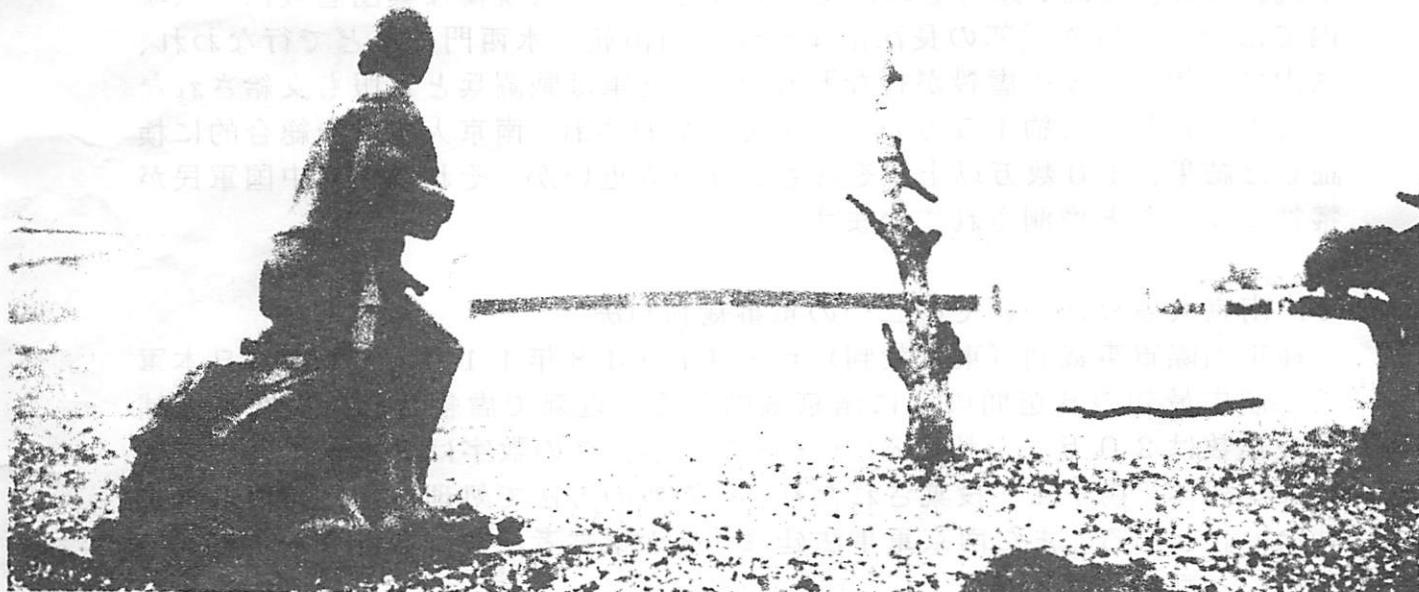
場所：名古屋市教育館 講堂

（地下鉄名城線「栄」下車3番、10B番出口すぐ）

参加費：1000円

（年収200万円以下の方は無料）

緊急市民集会



◆◆集会プログラム◆◆

◎午前11時半開場

◎午前12時 DVD上映

「フィルムは証言する—南京大虐殺から半世紀」

◎午後1時 主催者からの問題提起

講演1：旧日本軍兵士の証言

三上 翔さん 1919年6月生まれ。

第三艦隊第十一戦隊第二十四駆逐艦隊「うみかぜ」乗組員

講演2：小野賢二さん（南京虐殺事件研究者）

（休憩）

◎午後3時30分：団体・個人からの発言

石川賢作（日中友好協会愛知県連合会）、南守夫（愛知教育大学教授）、

林伯耀（旅日華僑中日交流促進会事務局長）他。

午後4時30分：主催者よりの提案（宣言文）

午後4時45分：閉会

主 催：河村市長南京発言を検証する会

私たちは、2月20日、「南京事件はなかった」との河村名古屋市長の発言を看過できない問題だと考えます。市民として、過去に日本がアジア諸国で行った戦争や侵略の事実を直視すべきだと考えます。

研究者や実際の体験者のお話を聞き、河村市長発言を批判的に検証し、南京事件の実相を、多くの市民の皆さんと共有したいと緊急市民集会を開催します。

その上で、市長発言により、交流が途絶えた南京市のみなさんに、市民の立場からの見解を伝え、友好と交流を進めていきたいとも考えています。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

【呼びかけ人】 ※肩書きは会を代表するものではありません。(敬称略) (3月16日現在)
池住義憲(立教大学特任教授)、石川賢作(日中友好協会愛知県連合会会長)、磯貝治良(作家・NPO法人三千里鐵道副理事長)、伊藤一幸(戦争をしない戦争協力もしない三重ネットワーク)、内河恵一(弁護士)、内田隆(名古屋市民)、大隅良務(西山浄土宗・僧侶)、小野政美(教員;「憲法と教育を守る愛知の会」事務局)、河田昌東(名古屋市民)、木村直樹(郷土研究者)、久野綾子(「おんなの叛逆」編集者)、久野秀明(元イラク訴訟の会事務局)、近藤真由美(名古屋YWCA)、小出裕(日朝協会愛知県連合会事務局長)、小林収(みどり東海共同代表)、酒井健次(日本科学者会議:物理学)、猿田正機(中京大学教授)島しづ子(牧師)、ジョセフ・エサティ工(大学教員)、鈴木明男(NPO 愛知働く者の健康センター事務局長)、竹内宏一(元愛知労組会議事務局長)、大東仁(真宗大谷派円光寺住職)、高橋信(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会共同代表)、近森泰彦(全トヨタ労働組合をサポートする市民の会事務局長)、富田好弘(日中友好協会愛知県連合会理事長)、中村紀子(旧日本軍による性的被害女性を支える会)、野村潔(日本聖公会司祭)、半沢里史(愛知県歴史教育者協議会)、阪野智夫(アジア太平洋労働者連帯会議愛知)、平山良平(ノーモア南京)名古屋の会)、藤井克彦(ホームレス支援者)、水田洋(名古屋大学名誉教授)、水野磯子(『愛知・日本軍「慰安婦」問題の解決をすすめる会』呼びかけ人)、南守夫(愛知教育大学教授)、宮治陽子(名古屋YWCA)、安川寿之輔(名古屋大学名誉教授)、山本みはぎ(不戦へのネットワーク)、由井滋(カトリック司祭)、

賛同人を募っています。

(1) 賛同金: 一口 1000 円。

振込先: 郵便振替口座番号 00840-6-69429

「南京1937メモリアルソサエティ」

「市民集会への賛同金」と記載下さい。

(2) 氏名の公表の可否を記載してください。公表可の場合は、当日資料に掲載します。

主 催: 河村市長南京発言を検証する会

連絡先: 090-6087-8656

kawamuracheck@yahoo.co.jp

河村市長南京発言を検証する緊急市民集会 賛同人リスト（3月29日現在）

青木茂（撫順の奇蹟を受け継ぐ会）、 阿部太郎（名古屋学院大学准教授）、
安楽知子（核のゴミキャンペーン・中部）、 五十嵐昭（名古屋市）、
池田恵理子、 石岡イツ、 伊藤しげ子（名古屋市）、
伊藤正人（名古屋市）、 岩村義雄（牧師）、 植田淑子（名古屋市）、 江口昌樹、
遠藤努、 片桐妙子、 勝部尚子、 神谷敏、 菊地夏野（名古屋市立大学准教授）、
北山郁子、 木村幸雄（「つくる会」教科書を中学生の手に渡したくない市民・保護者の会）、
清公一（日本聖公会中部教区「憲法・ちゅうぶ」）、 久保田実千江、 黒田薰、
黒田二郎（元名古屋市議員）、 五井信治、 小原洋子（名古屋市）、
衣川洋一（紫金草ネットワーク）、 斎藤啓（豊橋市議会議員）、 榊原利典（北区、開業医）、
笹原艶子、 佐藤明子（“人間と性”教育研究協議会代表幹事）、 清水悦子（名古屋市）、
清水亮、 杉浦明道（真宗大谷派明勝寺住職）、 杉戸ひろ子、 鈴木登、
墨縄一郎（教育合同労組・愛知執行委員長）、
関口暁子（中国人「慰安婦」裁判を支援する会）、 高田紀子（名古屋市）、
高田暉（名古屋市）、 田中稔（日中友好協会尾北支部<準>事務局長）、 谷野隆、
田場祥子、 寺尾光身（元理系教員）、 遠山日出也（中国女性史研究会）、
中川加代子、 永山峰子、 西端順子、 丹羽雅代（相談員）、
野田隆稔（名古屋市）、 ノーム・チョムスキー（マサチューセッツ工科大学教授）、
方清子、 坂東弘美（紫金草合唱団支援者・名古屋市）、 増田博光、
松井英介（731部隊・細菌戦資料センター共同代表）、 松井和子（ポラムの会共同代表）、
松田信生（日中友好協会愛知県連合会会員）、 松本八重子、 松谷努（名古屋市）、
見崎徳弘（名古屋市）、 水野友美（南京大虐殺60カ年大阪実行委員会メンバー）、
三谷晃、 三井マリ子、 務仲一幸、 森一女、 八木巖（恋民の会）、
安原桂子、 山川修平、 山田恵子（VAWW RAC）、 山田正行（大阪教育大学教員）、
山田やす子、 山野下とよ子（金沢紫金草合唱団）、 横井久実子（名古屋市）、
吉野信義（上海市在住一级建築士）、 渡辺久志（高等学校非常勤講師）、

子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市民の会、
南京60か年・大阪実行委員会、
南京への道・史実を守る会
ノーモア南京の会（東京）、

（以上、3月29日現在、73人と4団体）

河村市長南京発言「通常の戦闘はあって残念だが、
南京事件はなかったのではないか」を受けての問題提起

平山良平（河村市長南京発言を検証する会）

1. 南京大虐殺とは、1937年12月4日から翌38年3月までの日本軍の南京攻略戦と南京占領時における中国軍民に対して行なった戦時国際法と国際人道法に反した不法残虐行為の総体のことをいう。大虐殺の行なわれた区域は南京城区（戦前の人口100万人）とその近郊6県（人口130万人）をあわせた南京特別市全域（南京戦区）であり、南京陥落後の日本軍の占領地域です。12月4日以降、総勢20万の日本軍は波状的に南京戦区に殺到し、包囲殲滅（中国軍皆殺し）作戦を行なった。南京陥落後は17日の中支那方面軍と第三艦隊の南京入城式のために徹底した残敵掃蕩作戦が行なわれ、18日以降翌年3月まで中国兵、そして中国兵と嫌疑をかけられた市民、農民、難民が連行され、集団虐殺された。大規模な集団虐殺は南京城内ではなく、城外近郊の長江沿岸や紫金山山麓、水西門外などで行なわれ、城内でも相当規模の虐殺が行なわれた。中国軍は戦闘兵と軍服も支給されない人夫を合わせた約15万のうち8万が虐殺され、南京大虐殺を総合的に検証した結果、10数万以上、それも20万人近いか、それ以上の中国軍民が犠牲になったと推測されています。

2. 南京大虐殺についての二つの軍事裁判判決

極東国際軍事裁判（東京裁判）判決（1948年11月4日）は「日本軍の占領中最初の6週間の間に南京城内とその近郊で虐殺された民間人と捕虜の総数は20万人を超える。・・・ただし、この数字は日本軍によって焼かれた死体、揚子江へ投棄されたり、その他の方法で処理された死体は含まれない」とある。また南京軍事法廷は「その犠牲者総数は合計30余万人である」と判決しています。

3. サンフランシスコ講和条約（1951年9月8日）

サンフランシスコ講和条約第11条（戦争犯罪）「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の判決を受諾し、且つ日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする」とあり、判決内容を誠実に履行しないことは国際社会への背信行為でもあります。

4. 河村たかし名古屋市長発言

河村市長は2月20日、「通常の戦闘はあって残念だが、南京事件はなかったのではないか」と言う。12月13日・南京陥落以降は通常の戦闘行為はほとんどなく、あったのは日本軍による掃蕩作戦で、中国兵と目されたものは摘出・連行され南京城内外で殺された。通常の戦闘ではなく、捕虜、敗残兵、警察官、市民が国際法の規定を全く無視され殺されていった。日本軍による組織的な捕虜や住民の殺傷に加え、兵士による殺傷、略奪、放火、強

姦が行なわれた。これが南京大虐殺です。

5. この集会の証言者は元日本海軍第三艦隊第十一戦隊第二四駆逐艦隊の乗組員です。長江に停泊中の「うみかぜ」の甲板から、中国人の死体が整然と積み上げられた筏を流れて行ったことや、中国人が中山埠頭に運ばれて機関銃で撃ち殺されるのを見ていたことを話されることでしょう。講演者は、会津若松で編成された歩兵第65連隊の元兵士を訪ね歩き、何年も聞き取り調査をすることによって、白旗を掲げ投降した中国軍捕虜15000人を16日と17日の両日にわたって機関銃で射殺した上、石油をかけて焼き、死体を17日と18日の両日にわたって長江に流したことを明らかにしてきたことを映像とともに講演されます。

6. 南京大虐殺前史

1937年の盧溝橋事件（7月7日）に端を発して翌8月9日の上海で発生した大山事件から第2次上海事件（7月13日）、そして近衛首相の“暴支膺懲（悪い中国軍を懲らしめる）”声明で支那事変として全面戦争に突入し、首都南京に渡洋爆撃を敢行し、上海に上海派遣軍として第三師団第6連隊（名古屋）と、第68連隊（岐阜）、第18連隊（豊橋）、第34連隊（静岡）と第十一師団（善通寺）を上海の長江（揚子江）沿岸に敵前上陸させ、上海の中国軍を攻撃したが、反撃を受け、次々と増援部隊第九師団（金沢）、第十三師団（仙台）、第一百一師団（東京）を上陸させたが2ヶ月余の攻防戦が続き、日本軍の死傷者は11月7日までに43072名（戦死者9115名、戦傷者31257名）となった。11月5日第十軍（第六師団（熊本）、第十八師団（久留米）、第百十四師団（宇都宮）、第五師団の国崎支隊・福山）を上海の南、杭州湾の金山衛に上陸させ上海の中国軍の背後を突いた。中国軍の南京への退路を断つかのように長江の白茆口に第十六師団を上陸させたことにより、上海の中国軍の撤退が始まり、時期を逸したそれは南京への潰走となっていった。上海陥落直後から第三、第十一師団以外は一息つくまもなく、首都南京に向けて競うように追撃戦を展開し、南京一番乗りを目指すことになった。追撃命令に食料は追いつかず、弾薬だけの補給で突き進み、食料は現地調達という中国民家からの略奪であった。いきなり「敵地」に派兵され、戦場に投入され、戦友の死傷を目の当たりにした日本兵の多くは中国軍民に敵愾心を燃やし食料を中国民家から奪うということにためらいはなかったという。

住民への殺傷、略奪、強姦、放火のはなはだしさに、日本軍が通過して行った跡は蝗（イナゴ）の大群の通過した後の草原のように、何も残らなかつたということで、中国人は皇軍（日本軍）のことを蝗軍と呼んだという。

7. “暴支膺懲”で始まり、“報怨以徳”で終わる

1945年8月15日、南京で敗戦を迎えた河村市長の父親は、南京では温かいもてなしを受けたことから、後年息子に“お前が生まれたのも、南京の人おかげだ”と語っていたという。

第十六師団第20連隊（福知山）の東史郎は南京城中山門の東にある四方城を少人数で攻略したことから後に金鴉勳章を得た。敗戦時は寧波（ニンポウ）にて、日本軍の武器弾薬を中国軍に届ける任務を受け上海に着いた。このとき中国軍の士官が東軍曹にこう言ったという。「俺は揚子江岸での南京虐殺のおり、背乳の死体の下にいて助かり、夜陰にまぎれて逃げ出すことができた。俺はお前たち日本軍兵士を八つ裂きにしたいと思っているが、蒋介石総統が、“怨みに報いるに徳でもってせよ”と命令を出されているから助けてやる」。中国軍民に布告された、この“暴怨以徳”によって日本軍兵士は報復されることなく順次日本に帰還することができた。まさに“おかげ”です。

“暴支膺懲”で始めた「支那事変」は南京大虐殺を象徴とするような残虐行為を中国軍民に加えた。殺傷、略奪、放火、強姦。2000万人を殺傷したという。その中国国民党政府は、苦節8年、戦勝国となった。日本軍に対して報復させず、“報怨以徳”で接し、戦争賠償も要求しなかった。国共内戦後に政権について中国共产党政府も政府としての戦争賠償請求権を放棄した。

8. 河村発言に憂慮し、その発言を撤回させ、名古屋と南京の友好関係を再開させることを願ってこの集会の呼びかけ人、賛同人となった人々の共通項は、戦争を憎み、平和の芽を伸ばすためにそれぞれの場所で力を尽くしているということでしょう。

1991年から自衛隊の海外派兵が行なわれ、いまやアフリカに基地をもち、ソマリヤ沖には護衛艦、上空にはP3C対潜哨戒機が飛行しています。こうした動きに対して、さまざま訴訟が提起され法廷で争われてきました。

自衛隊イラク訴訟では、航空自衛隊の空輸について、イラク特措法違反、そして憲法9条1項違反と、平和的生存権を認めた判決を受けました。5日前の3月26日、自衛隊情報保全隊の情報収集活動について、仙台地方裁判所は、「自己の個人情報を収集・保有されないという、個人情報をコントロールする権利である人格権の侵害にあたり、違法とみるほかない」と判決しました。今国会に上程されようとしていた「秘密保全法」について、この地で反対運動が始まっています。戦後処理がいまだ行なわれていない従軍「慰安婦」についても国に正式な謝罪と補償を求める運動があり、朝鮮女子勤労挺身隊についても当事者の三菱重工への正式な謝罪と補償を求める運動があります。

隣国がいう人工衛星の打ち上げを好機として沖縄方面への自衛隊パトリオットミサイル配備、この間の政府の武器輸出3原則の緩和、大阪府と橋本大阪市長の日の丸君が代の強制、作る会の教科書を採択させる動きと、この河村市長の「南京事件はなかったのではないか」発言はそれらと基を一にするものであると捉え、これらを市民の連帯で“災い転じて福となす”ことが直近の運動課題です。

南京大虐殺と原発爆発—軍医・木村守江の闇

名古屋市 2012・3・31 小野賛二

I 東中野修道の虐殺否定論

1 “自衛砲説”が出てきた背景

- ・『郷土部隊戦記』(福島民友新聞社—阿部輝郎記者)に初めて登場
- ・歩兵第 65 連隊両角業作連隊長が、別室で当時の記録を書き写したメモと証言を元に
- ・その後、阿部輝郎氏は『南京の氷雨』(教育書籍)で一人の兵士の陣中日記で虐殺を認めた。

2 “自衛砲説”とは

『郷土部隊戦記』

- ・収容所—非戦闘員解放(半数)
- ・収容所夜火事一半数逃亡
- ・虐殺日一日だけ
- ・解放連行
- ・暴動→発砲
- ・死者千名ほど
- ・死体処理—記述なし
- ・軍命令あったが独自判断で解放

調査結果

- 解放なし
- 12月16日昼火事有一逃亡なし
- 虐殺二日間
- 虐殺連行
- 虐殺銃撃
- 全員虐殺
- 二日間
- 軍命令で虐殺
- *捕虜の大量獲得は一致
- *虐殺の根本原因—食料不足

3 東中野修道『「南京虐殺」の徹底検証』(展転社)

第7章 争点の解釈(3) 「皆殺セトノコトナリ」

結論 「山田旅団長や両角連隊長は投降兵を戦場から追放しようと苦心したが、結果的には最初の師団命令と同じ結果に終わってしまった」(P143)

II 原発爆発と木村守江に漂う死臭

1 震災一体験の範囲で

2 福島県に何故原発が立地されたか

- ・原子炉立地審査指針(1958)—低人口地帯
- ・差別構造・出稼ぎ—貧乏
- ・住民は受け入れていたのだから仕方がない?
- ・「皇居に原発を」浪江・小高原発阻止

3 行政主導

- ・東電の土地確保

柏崎一東電全部交渉

福島一福島県土地開発公社が取得(旧陸軍飛行場だけ東電取得)

各自治体決議先行

村八分

4 立地の主役(受け入れ側)－木村守江

・経歴－敗戦まで

M33生・関東大震災・南京大虐殺・県議・西部ニューギニア(陸軍大尉)

・敗戦後

参議院議員(1950)首都建設政務次官

参議院議員落選(1956)

衆議院議員(1958)通商産業政務次官

衆議院議員再選(1960)建設政務次官

福島県議会原発誘致決議(1960)

衆議院議員三選(1963)

福島県知事初当選(1964)

県2F・浪江小高原発誘致決議(1968)

1F・一号機営業運転開始(1971)

福島市で公聴会(1973)

電源三法成立(1974)

全国知事会長(1975)

知事四選－県政汚職で辞職－有罪判決

III 最後に－福島の苦悩

侵略戦争責任追及の不十分さ

無責任の体系

「南京虐殺」本は名誉棄損

生存者勝訴 400万円賠償命じる

東京地裁
東京新聞 6/11/3

南京大虐殺事件についての著作で「偽の被害者」として記述され、名譽を棄損されたとして、生存者として知られる夏京地裁は一日、「名誉棄損」を棄却されたとして、訴えられたのは一九九八年に出版された「南京虐殺」の徹底検証」の

著者の東中野修道・亜細亞大学教授と出版社「展示会」が、原告の東中野修道教授は、被害者とされた「八歳の少女」について、翻訳した東中野教授が「夏さんとは別人」とした解釈の妥当性が争われた。

被害者として知られた人物で、名譽感情を著しく侵害した」と述べた。東中野修道教授の話によれば、被害者として知られた人物で、名譽感情を著しく侵害した」と述べた。

郷土部隊戦記

題字は阿角良元郎
(39).....

釈放を考えた連隊長

1961/12 著者

捕虜を「殺せ」の軍命令を蹴る



中国軍の兵士

一人、袋六人が捕虜となつた。手裏銃はまだ捕虜の死体が倒れた。しかもおほそ千人を上回った捕虜で、ほんとうはそのたまはうもあつた。軍のアシを利かし、やがては上りとにひひを送りしたのである。これががゆのすくしてある。中国軍の兵士は、金解放といつわが方のないことをやつたのである。金解放のため、高層からなげしめし、敵にわが方の人間の抱き出でしまった。たとえば



幕府山の江門の中国兵同士の殺し合い

2つが3万の中にも当然市内の戦闘で死んだ兵士もいよう。いやはこのバーツによる捕虜暴動の処刑

日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、そのうちに殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その際に殺戮するなどして、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。

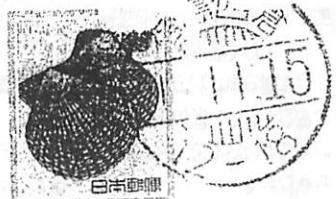
日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。

日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。

日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。

日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。

日本軍の軍令部は、その後、捕虜の殺戮を止めた。しかし、その間に殺戮していた捕虜は、その間に殺戮するなどの理由で殺された。この結果、捕虜は、日本の軍令部が、その間に殺戮するなどの理由で殺された。



郵便はがき

9 9 4 - □ □

POST CARD

木村守江
南京にて
9月15日
9時頃
金津酒造博物館一階内部。帳場、昔の照明器具類。

木村守江
南京にて
9月15日
9時頃
金津酒造博物館一階内部。帳場、昔の照明器具類。

木村守江
南京にて
9月15日
9時頃
金津酒造博物館一階内部。帳場、昔の照明器具類。

支那軍捕虜の中に意外！婦人あり
 (其の二)
 先日は何處まで當ったか
 はつぱりたぬが捕虜二萬
 余の仕事に困つたことを
 ちいだと思ふ。この捕虜
 の中に女が居たことを
 日本人の想像出來ない
 支那軍にや軍隊の中には
 兵士が居たことを忘れた
 が強くなる。女が居るの
 日度か居る御事
 が宣々正視兵の服装をせ
 てゐて、一見男女の區別
 が日本兵にははつきりせ
 らぬのがあつたから言つ
 て笑つてゐるものであつ
 た、全部断髪で仲々の美
 人も居た。捕虜をさうし
 官の命に由つて丈で此處
 には書くことが出来なか
 つたが、然しこれを全
 部本當であることはさう
 かと思はが然し女迄も出
 征してゐるのだから如
 何が云々。支那軍の所謂
 女性が云々。支那軍の所
 謂威儀の女士兵より
 金津酒造博物館一階内部。帳場、昔の照明器具類。

支那軍捕虜の中へ
 が宣々正視兵の服装をせ
 てゐて、一見男女の區別
 が日本兵にははつきりせ
 らぬのがあつたから言つ
 て笑つてゐるものであつ
 た、全部断髪で仲々の美
 人も居た。捕虜をさうし
 官の命に由つて丈で此處
 には書くことが出来なか
 つたが、然しこれを全
 部本當であることはさう
 かと思はが然し女迄も出
 征してゐるのだから如
 何が云々。支那軍の所謂
 女性が云々。支那軍の所
 謂威儀の女士兵より
 金津酒造博物館一階内部。帳場、昔の照明器具類。

兵士の陣中日記にみる南京大虐殺

——郷土部隊が捕えた捕虜約一万人の行方——

小野賢二

1、奇妙な論法

偕行社は旧陸軍士官学校出身者の親ぼく団体である。この偕行社が南京戦史編集委員会を組織して、一九八九年『南京戦史資料集』と『南京戦史』を発行した。いわゆる当事者側の報告として注目された。しかし、南京大虐殺を否定しようとして始めた作業が、虐殺を認めざるを得ない結果ともなった。

第一三師団の山田支隊（歩兵第六五連隊基幹一會津若松）の捕えた捕虜についての見解は、準拠資料に『戦史叢書』と郷土史証言を用い「山田支隊の捕虜対応数字は証言を根拠としているため極めて不明確である」としながら、「幕府山山田支隊当初約六〇〇〇 約三〇〇〇（処断）約三〇〇〇（逃亡）」（『南京戦史』三六三頁）との結

論を出した。

後に、偕行社は一九九三年に『南京戦史資料集II』を発行した。その資料解説「幕府山付近での捕虜処分について—その総合的観察」のなかで、「下級将校や下士官兵の日記には、ややもすれば噂や憶測をそのまま記録する傾向がある」と断定し、「第一次資料であつても、南京戦後六十年近い現在、その真偽を断することは不可能に近いといわねばなるまい」と、資料批判

2、「斬殺してやればよいのに」

山田支隊が大量の捕虜を捕えた事実を福島県民が知ったのは、一九三七年一二月一六日発行の東京朝日新聞（現朝日新聞）号外であった。

〔南京にて横田特派員十五日発〕

鎮江から揚子江岸を強く進撃した両角部隊は十三日鳥龍山、十四日朝幕山（幕府山—筆者）二砲台を占領したが、その際南京城から崩雪れを打つて敗走して來た第十八師、八十八師及軍官学校教導總隊等総数一万四千七百七十七名の敵軍と出会い、敵は白旗を掲げて降服、両角部隊は寡兵をもつてよく一万四千余の全部を捕虜とするの大武勲を樹てた。

南京陥落は一二月一三日だが、それ以前から南京陥落のニュースに酔わされていた県民は軍部の指導もあり、各地で提灯行列などを催した。

軍都であつた会津若松では兵舎内も提灯行列の通り道となつた。そこに郷土部隊が大量捕虜を捕えたというニュースが飛び込んできた。各地元紙もこれを大きく報道した。

その後、この捕虜がどうなつたかについての報道はまつたくなかつた。

しかし、特ダネとして号外まで出した東京朝日新聞福島版には一七日「おでかした両角部隊捕虜一萬五千とは何と凄い武勲だ」と、題して次のような内容の一文まで掲載するに至つた。

(前略)「白旗を立てて降参するに至れり……」とは痛快だ。思い切つて一人残らず斬殺にしやればよいのに、と老若男女一様に南京陥落の祝賀興奮消えやりぬ胸を再び沸き立たせ(後略)

斬殺とは「皆殺しにする」との意味である。筆者の調査結果からも、この記事を書いた新聞記者、あるいはこれを読んで支持した読者の期待通りになつたことを、残念ながら報告せねばならない。現在、知られている範囲との前提条件付きになるが、南京大虐殺のなかでもおそらく最大規模の捕虜大量虐殺事件であつた。

3、歩兵第六五連隊とは

第一三師団(仙台、茨城立兵中将)歩兵第一〇三旅団(山田梅二少将)歩兵第六五連隊(会津若松、両角業作大佐)は一九三七年七月七日、盧溝橋の銃声に発した戦火の拡大に伴つて急拠編成された部隊であつた。予備役、後備役を中心とする乙編成部隊で、九月一八日に約三七〇〇名で編成を完結した。ただちに上海に上陸、上海

戦で戦死六二〇名、戦傷病者約一一〇〇名を出した激戦だった。次々と補充兵を投入しながら江陰砲台攻略等、主に揚子江ぞいを南京に向かつた。鎮江で師団主力は揚子江を北岸に渡河したが、鳥龍山、幕府山両砲台攻略、南京城内外からの敗走兵の退路庶断を目的に、歩兵第六五連隊を基幹とし、山砲兵第一九連隊第三大隊(高田、現在の新潟県上越市、九六〇名)、工兵第一三連隊第一中隊、騎兵一七大隊と、輸重兵第一三連隊の一部が加わり、山田支隊となつて南京攻略に参加した。南京には南京城外の東北にある幕府山南側に、南京陥落より一日遅れて一二月一四日に到着した。この時の状況は“号外”的通りである。捕虜は幕府山南側に中国軍の兵舎が二二棟あり、虐殺されるまで収容されることになる。

山田支隊も例にもれず、後方からの食糧補給がなく、食糧確保は微発(現地住民からの略奪)

にたよつていた。もちろん、捕虜に与える食糧はなく、証言によると一杯の粥くらいはあたえたというが、全員には行き渡らなかつたであろう。広場の雑草を食べたり、小便を飲んだ捕虜もいたという。ともかく、南京で山田支隊は一月二〇日に主力が揚子江北岸に渡河するまで、捕虜に始まり捕虜とともにあつた。

4、調査以前に出でた見解

この捕虜の行方については大量の捕虜だったせいか、筆者が調査を始める以前から大きな論争(論争に値するとは思えないが)が行われていた。南京大虐殺は“虚構”だ“まぼろし”だと主張する人々は「自衛発砲説」をベースとして、無謀な主張を展開していた。一方、「自衛発砲説」は作り話であるとして南京事件調査研究会の先生方は捕虜全員が虐殺されたのではないかと主張していた。もう一人、後に歩兵第六五連隊に従軍した作家、秦賢助氏が「捕虜の血にまみれた白虎部隊」(『日本週報』一九五七年二月二五日号)で「果てしない行列の前途に待つて運命は、まさに、死であった」と、結論づけていた。内容に個々のまちがいは多いが、当事者の話を聞けた立場にいたことと、最低四人の兵の陣中日記を読んでいる立場からの結論は正しかつた。

では、「自衛発砲説」とはどういう説で、ど

のような背景から出てきたものなのだろうか。

福島民友新聞社は福島県遺族会連合会、日本傷い軍人会福島県支部、日本郷友会福島県支部との共同企画として、一九六一年一二月から「郷土部隊戦記」の長期連載を開始した。のちに同新聞社から同名の単行本が全三巻出版される。この「郷土部隊戦記」に『自衛発砲説』が初めて登場する。

山田支隊が南京で約一万五〇〇〇人の捕虜を獲得したことは認めている。しかし、捕虜のうち約半数いた非戦闘員を捕虜収容所に入れるとき解放し、更に捕虜収容所が夜火事になり、その半数が逃亡。残った捕虜を揚子江岸の対岸に解放するために連行したところ、対岸から中国軍が発砲したのを機に捕虜が暴動を起こしたのでやむを得ず発砲した。死者は一〇〇〇人程度だった、というものである。しかし、この捕虜の処置に対して、軍からは「みな殺せ」との命令があつたことも記述している。山田支隊は軍命令に逆らつてまで捕虜を解放したというのだ。しかも、この『説』は、秦寶助氏が書いた「捕虜の血にまみれた白虎部隊」への反論として書かれている。

「郷土部隊戦記」に始まる『自衛発砲説』は、防衛庁防衛研修所戦史室『支那事変陸軍作戦』(朝雲新聞社、一九七四年)や児島襄著『日中戦争』第三巻(文芸春秋、一九八四年)など多くの書物に引用されていくことになつた。『自衛発砲

説』は一回限りの捕虜解放作業途上のできごとだが「南京戦史」も、やはりこの説に依拠しつつ二日連続同じようなことがあつたことを書き、冒頭に記した結論を引き出した。

5. 当事者の証言と陣中日記

この『自衛発砲説』を読んで、どうもおかしいと直感したのも調査を始めた一つの動機だつた。しかし、スポーツばかりやってきた者にとっては身に重すぎる調査となつた。

一九八八年から歩兵第六五連隊の元兵士を中心に行き取り調査を始めた。県内はほぼ全域歩きまわつた。成果は点から点を結ぶものでしかなかつたが、当事者の証言数約二〇〇、陣中日記約二〇冊、その他の記録が得られた。

調査は「歩兵第六五連隊戦友会名簿」が氏名、住所、電話番号、各中隊、補充の唯一の手がかりであつた。だが、直接手を下した当事者と向き合うのはしんどい作業だった。しかも、一人作業。常に孤独であつた。成果の上がらぬ無駄歩きの連続は焦躁と、絶望観につきまとわされることになる。

証言依頼は一枚一枚手紙を書いたが、拒否者が非常に多い。開封され、そのまま別の封筒に入れられて返却された手紙が何通かあつた。又、どういう意味か知らぬが、輪ゴムが四本ほど入っていたものもあつた。電話で怒鳴られ、玄関

払いをくらうのだから事件の大きさを物語つてもいよう。こんな状況のなかで、こちらがどのような心構えで対応しようかと苦悩している以上に彼らが一番知りたがつたのは「なぜ、自分が当事者であつたことを他人に知られたか」であったようだ。

虐殺現場ではなんの疑問もなく、当然のことく命令のままに従つた彼らだが、事件から五年、当事者の多くはすでに亡くなり、生存者は少なかつた。証言して下さつた当事者は「あの現場の光景は忘れようと思つても忘れられない」と、語つた。胃の痛くなる緊張の連続のかで、当事者に思いやる心のゆとりもないまま、調査の成果だけを優先させてしまつたのではないかと、反省することも多い。

6. 捕虜の総数

はたして、山田支隊が捕えた捕虜の総数は當時新聞に発表された一万四七七人だったのだろうか。筆者が調査を始めたときはこの数字が捕虜の総数だと認識されていたと思う。だが、多くの当事者は「捕虜の数は二万」と証言した。

歩兵第六五連隊の連隊本部に所属していた齊藤次郎(仮名)陣中日記に、欄外だが「一万四千七百七十七名捕虜とす(十四日)旅団本部調査」という書き込みがあつた。一万四七七人の数

が一二月一四日の数字なら、山田支隊が南京に到着した日である。部隊が駐屯する場合、安全確保のためまわりの掃蕩戦を実施する。当然、捕虜の数はその後増えた可能性がある。たとえば歩兵第六五連隊第八中隊の遠藤高明（仮名）少尉陣中日記には一五日「敗残兵揚蕩ニ赴キ、三百六名捕虜トシ」の記述がある。更に歩兵第六五連隊の連隊砲中隊に所属した菅野嘉雄（仮名）一等兵の陣中メモには

一四日 午前五時出発。夜明頃ヨリ敵兵続々ト捕虜トス。（中略）
捕虜ヲ収容シ、其ノ前二宿當警戒ス。
捕虜數約一万五千。

一五日 今日モ引続キ捕虜アリ、総計弐万ト
ナル。

と、やはり捕虜の増加を書く。

では、山田支隊が捕えた捕虜の総数はいくらいつたのか。一万四七七人以上であることは確かだ。遠藤高明少尉の陣中日記の一六日には端数まで入った「捕虜總數一万七千二十五名」と記録されている。推定だが、一万七〇〇〇から一万八〇〇〇人が捕虜の総数だったのではないかと考へられる。多くの当事者が語った「捕虜は二万人だった」というのは正しいのではないだろうか。

なお、「南京戦史資料集II」に収められた山田

梅二陣中日記でも一万四七七人の記述は一四日である。

7. 試験的な處置？

この二万人に近いぼう大な捕虜は一二月一六日と一七日の二日間にわたり、山田支隊によつて全員虐殺される。正確には虐殺現場で逃亡に成功したもの以外は、というべきか。引き続き菅野嘉雄一等兵の陣中メモから

一六日 （前略）正午頃、兵舎ニ火災アリ。約半数焼失ス。夕方ヨリ捕虜ノ一部ヲ揚子江岸ニ引出銃殺ニ附ス。

虐殺現場は、証言や記録からすると、揚子江岸に建られた中国海軍関係施設の魚雷營だった。

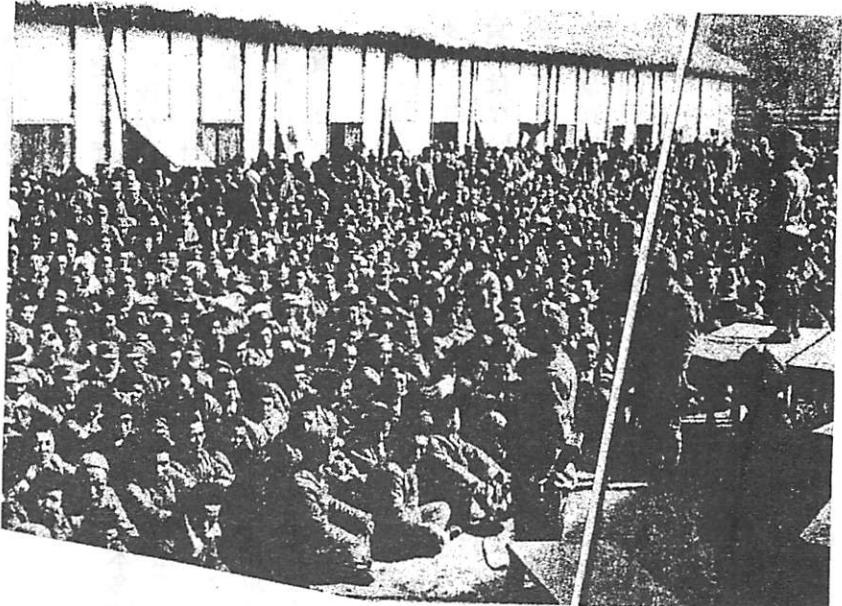
重機関銃を室内に設置し、厚いコンクリートの壁に穴を開けて銃口とした。連行された捕虜は、陣中日記や証言から約二〇〇〇～三〇〇〇人だつたのではないだろうか。捕虜は日本兵の指示に従順で、暴動などは起きなかつた。銃撃は重、軽機関銃によつて行われたが、捕虜が全員これで死亡したのではない。警戒のためまわりを取りこんでいた日本兵に「突撃」という命令が出る。銃剣で捕虜を突き刺して歩く作業だ。この時の様子を山砲兵第一九連隊第三大隊段列に所属していた黒須忠信（仮名）上等兵の陣中日記

には次のように書かれている。

拾二月拾六日 晴
午後一時我ガ段列ヨリ二十名ハ残兵掃□ノ目的ニテ馬風山方面ニ向フ。二三日前捕虜セシ支那兵ノ一部五千名ヲ揚子江岸ノ沿岸ニ連レ出シ機関銃ヲ以テ射殺ス。其ノ后銃剣ニテ思フ存分ニ突刺ス。自分モ此ノ時バカリト憎キ支那兵ヲ三十人モ突刺シタ事デアロウ。山となづテ居ル死人ノ上をアガツテ突刺ス氣持ハ鬼ヲモヒ、ガム勇氣ガ出テ力一ぱいニ突刺シタリ。ウーン～トウメク支那兵ノ聲、年寄モ居レバ子供モ居ル。一人残ラズ殺ス。刀ヲ借リテ首ヲモ切ツテ見タ。コンナ事ハ今マデ中ニナイ珍ラシイ出来事デアツタ。（後略、なお□は一字不明）

この陣中日記を入手してから、何度もこの部分を読み返した。なんの説明もいらない。どんな言葉を並べたら、この事實を打ち消せるのか。しかも、「自衛発砲説」が叫んだ非戦闘員の解放はやはり実施されていかつた。また、捕虜収容所の火災は夜ではなかつた。菅野嘉雄一等兵の陣中メモでも「正午頃、兵舎ニ火災アリ」と記述され、遠藤高明少尉の陣中日記には「午後零時三十分、捕虜収容所火災ノ為出動ヲ命セラレ」と、あるから昼食時間帯の火災であつた。だが、捕虜が収容所から逃亡したという記述は

アサヒグラフ臨時増刊『支那事変画報』第11輯（38年1月）に掲載された幕府山捕虜の写真。そのキャプションには、「揚子江岸沿ひに南京に向けて東方面から進撃した両角部隊は烏龍山、幕府山砲台附近の山地において南京城より敗走の敵一万五千名を捕虜としたが、部隊の方が聊か呆れ気味であった。写真は南京西部上元門部落の兵舎に収容された捕虜の一部」とある。



他の陣中日記を読んでも出てこない。しかも、捕虜収容所前に整然と座り込んだ捕虜の一部が写し出された写真が三枚ほど残されている。この捕虜は火災で焼け出された棟の捕虜である可能性が強い。撮影された時間帯も、日本兵の影のかたむきで昼以後ではないかと現地調査で判明した。一六日の虐殺にはこれらの写真に写し出された捕虜の人々が連行された可能性が強い。

このような状況なら「自衛発砲説」のいう捕虜の逃亡はあり得ない。証言によれば捕虜収容所は厳重な警備体制がひかれていた。『自衛発砲説』では火事のとき銃撃したことになっているが、不思議なことに日本兵の死者、傷者の記録などは出てこない。もちろん捕虜の死者の記録もない。あえていうなら、厳重な警備体制だったゆえに捕虜が逃亡を企てるることはできず、厳重な警備体制だったゆえに銃撃などできなかつた。

ではなぜ、捕虜収容所の火災が起きたのか。おそらく、虐殺現場に捕虜を連行するための口実をつくる一つの手段だったのではないだろうか。なぜなら、一六日の虐殺は「試験的に行われた」と、証言する当事者も複数いる。死体はその夜のうちに揚子江に流された。

8、一七日の捕虜大量虐殺

山田支隊は一六日の捕虜虐殺は成功したと判

断したようである。そして一七日、残っていた捕虜全員を揚子江岸大湾子に連行し、虐殺する（証言によると、捕虜の一部を昨夜と同じ魚雷営にも連行、虐殺した可能性がある）。菅野一等兵の陣中メモから

一七日 未曾有ノ盛儀南京入城式ニ参加。一

時半式開始。朝香宮殿下、松井軍司
令官閣下ノ閲兵アリ。捕虜残部一万
数千ヲ銃殺ニ付ス。

歩兵第六五連隊は集成一個中隊を編成して、南京入城式に参加する。残った兵ほぼ全員で捕虜虐殺の準備に取りかかった。朝から捕虜を後手に縛り、数珠つなぎにした。虐殺現場はただの川原、鉄条網を張り、重機関銃の台座も作製した。捕虜を焼く石油なども準備した。支隊あるいは連隊本部と現場との電話線も引いた。連行は午後から始まり、薄暗くなるころには終わつた。昨夜と同じように機関銃の引き金が引かれただが、昨夜とちがつたのは捕虜の数であつた。

歩兵第六五連隊第二中隊に所属していた田中三郎（仮名）伍長が、翌年入院中に書いたスケッチの一枚に虐殺情景がある。その説明文には

ここの中島に一時やるためにと言つて
揚子江

船を川の中程において集めて、船は遠ざけて四方から一斉に攻撃して処理したのである。この時の撃たれまいと人から人へと登り集るさま。

即ち人柱は丈余になつてはくづれ、なつてはくづれした。

重機関銃の射手だった当事者の証言によると、同士打ちを避けるため、「射撃範囲」が決められていたという。揚子江岸から半円形に張られた鉄条網の中に捕虜は入れられた。その外側に重、軽機関銃が並んだ。鉄条網の両端に松明みたいな火を燃やし、その両端の火と火の間をそれぞれの機関銃の「射撃範囲」にしたという。

『自衛砲説』では捕虜の連行が解放目的だが、今まで引用した陣中日記を読んだだけでも虐殺目的の連行だつたことがわかる。『南京戦史資料集II』に収められた山田梅二陣中日記の一月十五日には「皆殺セトノコトナリ」と、軍明少尉の陣中日記の一六日には「夕刻ヨリ軍命令ニヨリ捕虜ノ三分ノ一ヲ江岸ニ引出シ、⁽⁵⁾ニ於テ射殺ス」と、やはり軍からの命令であつたなどを記述している。捕虜連行が解放目的だつたなどということは作り話以外のものでもないことがわかる。田中三郎伍長が「ここの中島に一時やるためにと言つて」と記したのは捕虜を誘導するための口実にすぎない。

機関銃の銃撃で全部の捕虜が死んだのではない。昨夜と同様「突撃命令」が出る。スケッチの説明文の続きは

（島流し）

その夜は片はしから突き殺して夜明けまでその処に石油をかけてもやし柳の枝をかぎにして一人一人ひき^{マヤ}じつて川の流れに流したのである。

我部隊は一三五〇〇であつたが、他部隊合わせて七〇〇〇〇余と

言つて居られた。

全く今考えて想像も出来ないことである。混乱はこの刺殺行動のなかで起ころ。当然であろう。望まない死を強要された人間が、最後の抵抗を試みたとしても不思議ではない。後手に縛ばれていたとはいえ、万を越える捕虜だ。

銃撃時の衝撃で、あるいはひそかに紐を解いた者がいたかも知れない。暗闇の中で日本兵との格闘が延々と続いた。悲しいかな武器を持つた者と持たざる者のちがいは歴然とする。次々と捕虜は刺殺されて行つた。更に捕虜の死を確実なものにするため、山田支隊は横たわった捕虜に石油をかけて焼いた。暑さに耐え切れずに動き出した捕虜を刺殺し続ける。宿舎に待機していた兵と入れ替わりながら、一八日の朝までこの作業を続ける。菅野一等兵の陣中メモは次の

ようになります。

死体処理（揚子江に流す作業）を一八日、一九日と二日間かけて山田支隊はほぼ総出で実施した。それほど多い虐殺死体だつた。だが、完全に終わつたかどうかは定かではない。山田支隊は一九日に渡河命令が出ていたが、一日延長しての死体処理だつた。二日には主力が南京を去る。南京に残したもののは捕虜大量虐殺の爪痕だけだつた。敗戦後、多くの当事者は苦しみながらも口を閉し続けた。そして、死を迎えた。

9、『南京戦史』に根拠なし

これらの調査結果を主に朝日新聞（九〇年九月二〇日）、『南京大虐殺の研究』（晚報社）、『週刊金曜日』第六号、第一二号に陣中日記の主要部分と全文を証拠写真入りで発表してきたが、現在のところ具体的な反論はない。それまで、どんなん小さなことでも目くじらを立てて本多勝一氏らを攻撃していた板倉由明氏などは「間違い

だらけの新聞報道』（閣文社）を最後に、山田支隊に關しては沈黙を守つてゐるようだ。といいたいところだが、逆に白旗を掲げたといつていいだろう。「南京大虐殺・虐殺はせいぜい一「二万人」『ビジネス・インテリジェンス』一九九四年八月号）のなかで、

たとえば、現在

『週刊金曜日』に拠る本多勝

一氏が、最大の問題にしている会津若松連隊の「幕府山捕虜一万四〇〇〇人処分」でも、

本多氏らの主張する故意殺害説も、「南京戦史」の釈放中のハブニング説も決め手になる資料はない。

と、いう。一瞬読みちがえたのかと思った。「本

多氏らの主張する故意殺害説も、決め手になる資料はない」。彼らはずつと「自衛発砲説」を主張してきた。それにたいして、我々は現場で直

接捕虜に手を加えた当事者の証言と現場で書かれた陣中日記で、捕虜全員が虐殺対象——虐殺されたと主張してきた。ただ、板倉氏らはこの事実を認めたくないだけなのだ。

しかし、重要なのは次の文章である「『南京戦史』の釈放中のハブニング説も、決め手になる資料はない」。これはどういうことなのだ。板倉由明氏は偕行社員でもないのに「南京戦史編集委員会」に入っている。そのメンバーの一人が自らの主張する「説」には根拠がないというの

だ。冒頭に書いた結論はどこから導かれたものなのであろうか。

兩角メモは原本がなく、敗戦後に書かれたものではないかといわれているものである。筆者も調査の初期にコピーを入手していた。確かに「十七日 南京入城式参加。Iハ俘虜ノ開放準備、同夜開放」などと、「自衛発砲説」に添つた線では書かれている。いや、これから「自衛発砲説」は生まれたといつていいだろう。一次資料は厳密でなければならない。原本と照合できないものまで資料集に入れなければならない理由は何か。

山田陣中日記は南京攻略戦の主要部分の証拠写真やコピーの提示もない。これは他の陣中日記にも共通するものだが、南京事件を対象とした作業にしてはいい加減すぎはしないか。しかも、この陣中日記は意識的に欠落させている箇所がある可能性が濃い。この陣中日記の要旨は「南京大虐殺」のまぼろし（文春文庫）等に、すでに発表されていた。たとえば二〇日には「下関より浦口に向う。途中死体累々たり（後略）と、書かれているのだが、なぜか「途中死体累々たり」が抜け落ちてしているのだ。『南京戦史』編集委

員会』は原本を世に提示すべきであろう。

ともかく、下級将校や下士官兵の陣中日記を「噂や憶測をそのまま記録する傾向がある」と、断定するなら自分たちが信用できると判断した高級幹部の資料で反論すべきではなかろうか。

（おの・けんじ／化学労働者）

（1）兩角部隊—歩兵第六五連隊の連隊長名をとつてつけた通称名。他に白虎部隊などとも呼んでいた。

（2）補充—歩兵第六五連隊は上海戦で戦死・戦傷病者を数多く出した。そのため、上海から南京の間だけで四次にわたり計一二七九名の兵を新たに加えた。この人々調査の対象とした。

（3）仮名—南京大虐殺に関連しては、当事者に電話や手紙による脅迫、いやがらせが多いため、実名は伏せた。

（4）段列—山砲のタマ運びの役割。

（5）I—ここでのIは歩兵第六五連隊第一大隊（第一大隊本部、第一中隊から第四中隊と第一機関銃中隊）のことといふ。

河村市長南京発言を検証する緊急市民集会 宣言文案

1. 私たちは、南京からの訪問団に対する「(いわゆる) 南京事件というのはなかったのではないか」という 2012 年 2 月 20 日の河村たかし名古屋市長発言に対して疑問を感じた市民が、その後の河村市長発言やその考え方も検証するために、本日名古屋市教育館で、「河村市長南京発言を検証する緊急市民集会」を開きました。

2. 南京大虐殺とは、1937 年の日本軍の南京攻略戦と南京占領時における中国軍民に対して行なった戦時国際法と国際人道法に反した不法残虐行為の総体のことといいます。

侵略戦争の計画・実行に関わった A 級戦犯を裁いた極東国際軍事裁判（東京裁判）判決（1948 年 11 月 4 日）は「日本軍の占領中最初の 6 週間の間に南京城内とその近郊で虐殺された民間人と捕虜の総数は 20 万人を超える。・・・ただし、この数字は日本軍によって焼かれた死体、揚子江へ投棄されたり、その他の方法で処理された死体は含まれない」とし、B C 級戦犯を裁いた一つである南京軍事法廷は「その犠牲者総数は合計 30 余万人である」と判決しています。

1951 年 9 月 8 日に日本と連合国と調印したサンフランシスコ講和条約 11 条（戦争犯罪）には、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の判決を受諾し、」と明記されており、日本は戦後再出発するにあたり東京裁判の判決を受け入れ、南京大虐殺の事実を承認しました。

この集会で証言された元日本海軍第三艦隊第十一戦隊第二四駆逐艦隊の乗組員は、長江（揚子江）に停泊中の「うみかぜ」の甲板から 12 月 13 日以降、中国人の死体が整然と積み上げられた筏をいくつも見、18 日以降 25 日までは中国人が中山埠頭に運ばれて機関銃で撃ち殺されるのを見張りの時間中に見ていましたと証言されました。また今日の講演者である小野賢二氏は、会津若松で編成された歩兵第 65 連隊の元兵士を訪ね歩き、何年も聞き取り調査をすることによって、12 月 16 日と 17 日の両日にわたって白旗を掲げ投降した中国軍捕虜 15000 人を機関銃で射殺した上、石油をかけて焼き、死体を 17 日と 18 日の両日にわたって長江に流したことを明らかにしました。

3. 河村市長は、後に「30 万人規模の大虐殺はなかったという趣旨だ」と述べているようですが、こうした経過を踏まえると、河村市長は、「虐殺被害者数の問題が解明されなければ、南京大虐殺事件は虚構である」という

主張に似ていると思われます。問題は、日本軍が多数の中国軍民を虐殺（不法殺害）したという事実です。また、河村市長は「発言は政府見解とほとんど同じ」と述べているようですが、例えば、2006年6月13日に当時衆議院議員であった河村氏が提出した「いわゆる南京大虐殺の再検証に関する質問主意書」に対する6月22日の小泉首相の答弁書では、「1937年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為等があったことは否定できないと考えている。」としています。河村市長は、「政府答弁では、虐殺とは言っていない」という趣旨のことを述べていますが、「非戦闘員の殺害」はまさに不法殺害（虐殺）です。政府見解と河村市長見解とは「ほとんど同じ」とは言えないものです。

河村市長は「通常の戦闘はあって残念だが、南京事件はなかったのではないか」とも言っています。しかし12月13日の南京陥落以降は通常の戦闘行為はほとんどなく、連日行われたのは日本軍による掃蕩作戦で、国際法の規定を無視し、中国兵と目されたものは摘出・連行され南京城内外で殺され、また兵士による殺傷、略奪、放火、強姦が行なわれたのであり、これが南京大虐殺といわれるものです。

私たちは河村市長に、これらの事実を踏まえ、「南京事件はなかったのではないか」との発言を撤回し、南京大虐殺を歴史的事実として認め、改めて南京市との友好関係を発展させることを求めます。

4. 河村市長は、あのような公的な場で「(いわゆる)南京事件というのはなかったのではないか」と発言をしたのですが、その後その発言は「名古屋市の公式見解ではない」という趣旨を述べています。しかし、南京市訪問団を迎えての名古屋市長としての発言が名古屋市の見解でないというのは無理があります。また私的見解であるとするのであれば、なぜ公式の場で敢えて発言をしたのかと言うことが問題になります。

こうした問題も、河村市長は改めていくべきです。

5. 私たちは、間違った歴史認識の発言を繰り返したり、発言趣旨をごまかして正当化しようとする河村氏を名古屋市長にしている市民としての責任を感じています。

その意味で、南京市民と中国の皆さんを傷つけたことを本当に申し訳なく思います。私たちは、過去に日本軍が多くの南京市民などを虐殺した歴史を直視しつつ、こうした事実に向き合おうとしない人々がいる現状を微力ながら変えて行かねばならないと思っています。

そのような立場から、私たちは南京市民との友好関係を築いていく必要があると感じています。決して「南京へは行きたくないやあ」というふうには考えません。むしろ、不幸な歴史を繰り返さないために、積極的に市民同士が交流していくことが重要であり、そのような努力をしていきたいと思っています。

6. 市民の皆さん。

私たちは、以上のような思いで今後も皆さんと共に歴史に向き合っていきたいと思います。

そして、名古屋の友好都市である南京市民の皆さんと市民レベルで交流することを目指したいと思います。

これを機会に、手を携えて立ち上がりましょう。

2012年3月31日

河村市長南京発言を検証する緊急市民集会参加者一同

主催者からのお願いと提案

1. 「河村市長南京発言を検証する会」をみんなでつくっていこう。

@ 賛同金をお願いします：賛同金：一口 1000 円。

振込先：郵便振替口座番号 00840-6-69429

「南京1937メモリアルソサエティ」

「検証する会への賛同金」と記載下さい。

@ 連絡先：kawamuracheck@yahoo.co.jp

：090-6087-8656

@ 参考：<http://www.kawamura-nankin.com/>

2. 当面の方針案

(1) 宣言文の趣旨に基づいて、河村市長に申し入れをします

都合のつく人はぜひご参加ください。

(できれば事前に連絡を頂けるとありがとうございます)

@ 4月5日（木）集合 12時45分、本庁舎1F待合室（禁煙）

1時に申し入れをします。

(2) 検証する会相談会に参加して下さい

@ 4月12日（木）7時、女性会館第3研修室

@ 検討事項（予定）

・私たちの気持ちを南京市民にどのようにして伝えるか？

・学習会の開催計画、その他

2012年(平成24年)2月20日(月曜日) 三版

中　　二　　桑井　　新聞(夕刊)

名古屋市の河村たかし市長は20日、姉妹友好都市である中国・南京市の共産党委員会の常務委員ら一行が937年の南京大虐殺を取扱い上げて「一般的な戦闘行為はあったが、南京事件といふのはなかったのではないか」と発言した。河村氏は理由について、「937年の南京大虐殺を取扱い上げて『一般的な戦闘行為はあったが、南京事件といふのはなかったのではないか』と発言した。」

河村市長

「南京事件なかつた」

「今後、事務レベルで日本と程を話めることになる」との見通しを語った。

「一方的な見方」
中国の専門家

南京事件は、日中戦争

名古屋市の河村たかし市長は二十日、市役所を訪れた中国共産党の南京市委員会幹部らに、戦時中の旧日本軍に関し「通常の戦闘行為はあったが、南京での（大量虐殺）事件はなかったのではないか」と述べた。その上で「真実を明づかにするため、討論会を南京で開いてほしい」と求めた。

河村さんは「南京で終戦を迎えた父は現地の人からラーメンの作り方を教わるなどのもてなしを受けた。事件があつたなら日本人にやさしくできるものか」と大量虐殺に懷疑的な考え方を示した。

名古屋市と南京市は一九七八年に姉妹都市となり、交流を続けていた。訪問を通じて、討論会を開催する」と指摘。中国側は

2012年(平成24年)2月20日(月曜日) 4版

中　　二　　桑井　　新聞(夕刊)

名古屋市の河村たかし市長は20日、姉妹友好都市である中国・南京市の共産党委員会の常務委員ら一行が937年の南京大虐殺を取扱い上げて「一般的な戦闘行為はあったが、南京事件といふのはなかったのではないか」と発言した。

河村氏は理由について、「937年の南京大虐殺を取扱い上げて『一般的な戦闘行為はあったが、南京事件といふのはなかったのではないか』と発言した。」

2012年(平成24年)2月20日(月) 夕刊 4版

毎日新聞

名古屋市の河村たかし市長は20日、表敬訪問を受けた同市の姉妹友好都市である中国・南京市の共産党委員

会常務委員らの一行8人にに対し、1937年の南京事件について「通常の戦闘行為はあって残念だが、南京事件というのはなかったのではないか」と発言した。

河村市長は旧日本兵だった父親が南京で45年終戦を迎える「温かいものなしを受けた」と話していたことを明かし「8年の間にもしそんなことがあつたが、誤解されて伝わ

共同通信によると、中国江蘇省南京市の「南京大虐殺記念館」の朱成山館長は同日、河村市長の発言について「でたらめな話」と強く批判した。

「南京事件なかつた」

「南京事件なかつた」

か」と述べたことがある。また、名古屋市北区

の売却問題でも、南京跡地の中国総領事館へ市の一行に対し「できれば遠慮していただきたい」と述べ、売却に否定的な見解を示した。【福島祥】

南京事件に関する河村市長の主な発言要旨

2月20日 亡父は南京で終戦を迎えたが、温かいものでないを受けた。もし(虐殺が)あつたらなぜ、日本軍の人に優しくできたか理解できない。いわゆる南京事件はなかったんじゃないのか。(南京市訪問団との面談で)

22日 南京事件には新たな研究成果が出でている。一般的な戦闘行為があり、多くの人が亡くなったのは事実だが、大虐殺のようなものはなかったのでは。(市役所で記者団に)

24日 市民に迷惑がかかつては心が痛む。(主宰する政治塾の事前説明会後、記者団に)

27日 (発言は)象徴的に30万人とされるような組織的虐殺は無かったという趣旨。伝わらなかつたとすれば残念。(定例記者会見で)

3月13日 政府見解は言葉を読むと、そういうこと。中国の方の意見もあるだろうが、話し合いを進めていかんかなどいうのが僕の意見のすべて。

名古屋市の河村たかし市長は十三日、定例会見を開き、「南京事件」を否定したとされ

る自身の発言に関して、旧日本軍による非戦闘員の殺害や略奪行為を認めた政府見解と「同じ」との考え方があつたとして示した。三十万人規模の「大虐殺」を「無かった」とした発言が誤解されたと強調した。

南京事件に関する政

府は①一九三七年の旧日本軍の南京占領後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できない②被害者の具体的な人数について

ては諸説あり、どれが正しいかを認定することは困難、などの見解を示している。河村市長は、自身の考

えが政府見解と「ほぼ同じ」と明言。占領後、残存兵の掃討作戦など混亂が続く中で「一般市民が巻き添えになつた」ということは残念ながらあつたんじやないか」と語った。

河村市長は二月二十日、中国・南京市の友好訪問団と市役所で面談した際、「いわゆる

南京事件発言

否定は「30万人の虐殺」

河村市長「政府見解ほぼ同じ」

南京事件は無かつたんじゃないかと発言。これを受け、南京市が両市間の公的交流の一時停止を決定。アイドルグループ「SKE48」

「南京事件と言つた場合、三十万人という数

の南京コンサートが中止に追い込まれるなど影響が拡大している。河村市長は会見で否定了いわゆる南京事件は三十万人規模の大虐殺だと説明した。河村市長はこうし

た誤解の解消に努める意向とみられるが、南京側はあくまで発言の撤回と謝罪を求める方針で、関係修復まで長期化も予想される。

名古屋市長河村たかし様

2012年3月21日
河村市長南京発言を検証する会
西尾市高畠町4丁目75の3
平山気付

「河村市長南京発言を検証する緊急市民集会」への参加要請書

私たちは、南京からの訪問団に対する「いわゆる南京事件というのはなかったんじゃないかな」という2月20日の河村市長発言に対して疑問を感じ、名古屋市民の提案で、「河村市長南京発言」を検証するために名古屋市や愛知県の有志が集まつたものです。私たちは、歴史研究者でも中国研究者でもありませんが、市民として過去の歴史を直視すべきと考えています。

河村市長発言が大きな問題になっていますが、私たち市民の視点から考えると、これは河村市長の問題だけではなく、河村氏を名古屋市長にしている私たち市民の問題でもあると考えます。

この機会に、新聞等で報道されている日中歴史共同研究や、河村市長の衆議院議員時代の政府への質問主意書(それに対する政府答弁書)などをインターネットで調べましたが、やはり河村発言に対する疑問がふくらみました。

河村市長は、その後「30万人規模の大虐殺はなかったという趣旨だ」というように述べておられるようですが、「強引な弁解」と言えるものです。何人からが「大虐殺」で何人からは「虐殺」という問題ではないと考えます。

例えば、2005年4月の日中外相会談において町村外務大臣（当時）より日中歴史共同研究を提案し、2006年10月の安倍総理大臣（当時）訪中の際の日中首脳会談において日中有識者による歴史共同研究を年内に立ち上げることで一致し、こうした政府間レベルの合意により行われた共同研究結果は、単なる研究者個人の論文というものではありません。その日本側論文では、日本軍による虐殺行為の犠牲者数について、「一方、日本側の研究では20万人を上限として、4万人、2万人など様々な推計がなされている」としており、大きな幅があるにせ

よ、虐殺（不法殺害）があったことは事実と考えられます。

私たちは、「河村市長南京発言」等の問題を検証し、過去の歴史を踏まえた上で南京市民との友好関係をつくっていく必要があると考えています。その第一歩として、3月31日に以下のように「河村市長南京発言を検証する緊急市民集会」を開くこととしました。

河村市長は、討論会・議論をしようとおっしゃっておられます。まずは名古屋で第一歩を踏み出しませんか。

この緊急市民集会に市長もご参加されんことを切に希望します。

記

1. 河村市長南京発言を検証する緊急市民集会
2. 日時；3月31日（土）12時～4時半まで
3. 場所；名古屋市教育館講堂
4. 参加費：1000円（年収200万円以下の方は無料）
5. 集会プログラム

◎「フィルムは証言する—南京大虐殺から半世紀」

◎主催者からの問題提起

◎講演1：旧日本軍兵士の証言：三上翔さん

（第三艦隊第十一戦隊第二十四駆逐艦隊「うみかぜ」乗組員）

◎講演2：小野賢二さん（南京虐殺事件研究者）

◎団体・個人からの発言

6. 主 催：河村市長南京発言を検証する会

連絡先：090-6087-8656